

改定(見直し)案

南風原町下水道事業経営戦略

団	体	名	:	南風原町							
事	業	名	:	公共下水道事業、農業集落排水事業							
策	定	日	:	令和	7	年	3	月			
計	画	期	間	:	令和	7	年度	～	令和	16	年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	公共下水道 : 昭和60年(開始後39年) 農業集落排水: 平成14年(開始後22年)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	一部適用(令和2年度より)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	公共下水道 : 75.87人/ha(令和5年度) 農業集落排水: 26.35人/ha(令和5年度)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	公共下水道 : 有 農業集落排水: 無
処 理 区 数	公共下水道 : 1処理区 処理区名称: 那覇処理区 農業集落排水: 1処理区 処理区名称: 神里処理区		
処 理 場 数	公共下水道 : 1処理場 処理場名: 那覇浄化センター(中部流域下水道) 農業集落排水: 1処理場 処理場名: 神里地区汚水処理施設		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	公共下水道及び農業集落排水事業については、沖縄県と市町村で構成する「沖縄県汚水処理事業連絡協議会」を令和元年度に設置し、連携して計画策定検討を推し進めてきました。南風原町は協議会の南部ブロック会に属し、令和6年度以降は関連市町村と連携メニューを検討し、広域化・共同化計画に取り組んでいきます。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	公共下水道事業、農業集落排水事業ともに以下の料金体系です。 ※消費税込み ※従量分は1㎡あたりの金額																																							
	<table><tr><th>区分</th><th colspan="2">水量</th><th colspan="2">料金</th></tr><tr><td rowspan="2">基本</td><td colspan="2">10立方メートルまで</td><td colspan="2">605円</td></tr><tr><td colspan="2">10立方メートルを超え、30立方メートルまで</td><td colspan="2">80円</td></tr><tr><td rowspan="5">1㎡につき従量</td><td colspan="2">30立方メートルを超え、50立方メートルまで</td><td colspan="2">91円</td></tr><tr><td colspan="2">50立方メートルを超え、100立方メートルまで</td><td colspan="2">107円</td></tr><tr><td colspan="2">100立方メートルを超え、300立方メートルまで</td><td colspan="2">135円</td></tr><tr><td colspan="2">300立方メートルを超え、500立方メートルまで</td><td colspan="2">162円</td></tr><tr><td colspan="2">500立方メートルを超えるもの</td><td colspan="2">168円</td></tr></table>					区分	水量		料金		基本	10立方メートルまで		605円		10立方メートルを超え、30立方メートルまで		80円		1㎡につき従量	30立方メートルを超え、50立方メートルまで		91円		50立方メートルを超え、100立方メートルまで		107円		100立方メートルを超え、300立方メートルまで		135円		300立方メートルを超え、500立方メートルまで		162円		500立方メートルを超えるもの		168円	
区分	水量		料金																																					
基本	10立方メートルまで		605円																																					
	10立方メートルを超え、30立方メートルまで		80円																																					
1㎡につき従量	30立方メートルを超え、50立方メートルまで		91円																																					
	50立方メートルを超え、100立方メートルまで		107円																																					
	100立方メートルを超え、300立方メートルまで		135円																																					
	300立方メートルを超え、500立方メートルまで		162円																																					
	500立方メートルを超えるもの		168円																																					
業務用使用料体系の概要・考え方	上記一般家庭用と同一の使用料体系です。																																							
その他の使用料体系の概要・考え方	製氷業等の営業で、使用する水量が汚水量と著しく異なる場合は、汚水量の申請書類を審査して使用料を徴収します。																																							
条例上の使用料*2 (2 0 ㎡ あ た り) 【 公 共 下 水 道 事 業 】 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	1,342 円(税込)	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	1,527 円(税抜)																																			
	令和4年度	1,342 円(税込)		令和4年度	1,534 円(税抜)																																			
	令和5年度	1,405 円(税込)		令和5年度	1,590 円(税抜)																																			
条例上の使用料*2 (2 0 ㎡ あ た り) 【 農 業 集 落 排 水 事 業 】 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	1,342 円(税込)	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	1,427 円(税抜)																																			
	令和4年度	1,342 円(税込)		令和4年度	1,441 円(税抜)																																			
	令和5年度	1,405 円(税込)		令和5年度	1,471 円(税抜)																																			

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	令和6年度は区画下水道課長1名、下水道班5名、庶務普及班3名の計9名で管理を行っております。
事 業 運 営 組 織	令和2年度からの地方公営企業法適用に伴い、南風原町下水道事業会計を設置し、公共下水道事業及び農業集落排水事業ともに区画下水道課で運営を行っております。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	公共下水道事業 ・使用料徴収を南部水道企業団に委託しております。 ・水質及び水量調査を民間企業に委託しております。 農業集落排水事業 ・使用料徴収を南部水道企業団に委託しております。 ・農業集落排水施設の維持管理を民間企業に委託しております。
	イ 指定管理者制度	公共下水道事業、農業集落排水事業ともに該当なし
	ウ P P P ・ P F I	公共下水道事業、農業集落排水事業ともに該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	公共下水道事業 該当なし 農業集落排水事業 太陽光発電に伴う売電収入
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	公共下水道事業、農業集落排水事業ともに該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

「経営比較分析表(令和4年度決算)」を添付しています。(別紙1、別紙2)

経営比較分析表の経費回収率(令和3から令和4は公表されている経営比較分析表の数値)。

・比較団体の選定(公共下水道)

総務省による経営比較分析表を基に、収益的収支比率、企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価、施設利用率及び水洗化率の各経営指標を類似団体と比較して経営の健全性、効率性の確認を行いました。

類似団体とは、「処理区域内人口」、「処理区域内人口密度」、等の要素が似通った市町村です。

これによると本町の類型区分は、「Ca」に属しており、本町を含めて3団体が該当します。

令和4年度「経営比較分析」類似団体区分

【公共下水道区分一覧表】

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	教養開始後年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万以上	100人/ha以上		Aa	33
	75人/ha以上		Ab	30
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	46
		30年未満	Ac2	2
	50人/ha未満		Ad	59
3万以上	100人/ha以上		Ba	8
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	25
		30年未満	Bb2	2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	63
		30年未満	Bc2	12
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	158
		30年未満	Bd2	23
3万未満	75人/ha以上		Ca	3
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	25
		15年以上	Cb2	22
		15年未満	Cb3	4
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	153
		15年以上	Cc2	150
		15年未満	Cc3	19
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	122
		15年以上	Cd2	186
		15年未満	Cd3	11

・比較団体の選定(農業集落排水)

総務省による経営比較分析表を基に、収益的収支比率、企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価、施設利用率及び水洗化率の各経営指標を類似団体と比較して経営の健全性、効率性の確認を行いました。

類似団体とは、「供用開始後年数別区分」区分された市町村です。

これによると本町の類型区分は、「F2」に属しており、本町を含めて621団体が該当します。

令和4年度「経営比較分析」類似団体区分

【農業集落排水施設区分一覧表】

共用開始後年数別区分	類型区分	団体数
30年以上	F1	246
15年以上	F2	621
15年未満	F3	8

【公共下水道】

- ・経常収支比率:110.28%で黒字を示していますが一般会計からの繰入れにより事業を運営している状況です。
R5.6検針分から料金改定(1㎡あたり3円増)を行いました、引続き改定増を計画的に行う必要があります。
- ・累積欠損金比率:0%で経営は健全です。
- ・流動比率:29.43%で債務に対する支払能力が低い状況です。
現金化できる資産の余裕がないため下水道使用料の改定や水洗率向上を目指す必要があります。
- ・企業債残高対事業規模比率:前年度よりわずかに減少しましたが、使用料収入に対する企業債残高の割合が大きくなっていることを示しており、今後経営の改善を行う必要があります。
- ・経費回収率:78.11%となっており、使用料で経費を賄えていません。使用料改定を行い安定した回収率を保つ必要があります。
- ・汚水処理原価:前年度に比べ増となっているが、類似団体平均値を比べると下回っているため効率的な汚水処理がされていると思われます。
- ・水洗化率:100%に近づくため接続補助の活用を促す等、水洗化率の向上に努めます。
- ・有形固定資産減価償却率:供用開始の昭和60年から35年以上経過しており、老朽化に備え改築(更新・長寿命化)等を検討する必要があります。

【農業集落排水事業】

- ・経常収支比率:121.72%で黒字を示していますが一般会計からの繰入れにより事業を運営している状況です。
R5.6検針分から料金改定(1㎡あたり3円増)を行いました、引続き改定増を計画的に行う必要があります。
- ・累積欠損率は、0%であり経営は健全です。
- ・流動比率:66.46%で類似団体の平均値を上回っていますが、債務に対する支払能力が低い状況です。
- ・企業債残高対事業規模比率:収益が年々少しずつ増え、また企業債残高が少なくなっているため類似団体と同等の数値になっています。
- ・経費回収率:33.67%となっており、使用料で経費を賄えていません。使用料改定を行い安定した回収率を保つ必要があります。
- ・汚水処理原価:汚水処理原価:類似団体よりも低い数値ですが、施設の再整備により資本費の増加が見込まれており、使用料の改定が必要であります。
- ・施設利用率:接続向上により利用率を高めることによって経営健全化に取り組む必要があります。
- ・水洗化率:本事業地域は、100%に近づくため広報等を活用し、水洗化率の向上に努めます。
- ・有形固定資産減価償却率:類似団体と比較して低い数値となっているが、供用開始から21年たっており、機械等の再整備が必要となっていることから負担増が見込まれます。

令和4年度決算

経営指数	公共下水道		農業集落排水		数値指標の意味および見方
	南風原町	類似団体平均	南風原町	類似団体平均	
経常収支比率(%)	110.28	110.56	121.72	105.5	単年度の収支が黒字であることを示す指標で100%以上となっていることが望ましいとされています。
累積欠損金比率(%)	0	1.34	0	145.43	営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標で0%となっていることが求められています。
流動比率(%)	29.43	228.00	66.46	38.4	債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが求めています。
企業債残高対事業規模比率(%)	1,333.11	1,660.47	887.83	900.82	汚水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表しています。
経費回収率(%)	78.11	78.32	33.67	52.94	汚水に係る費用が、どの程度収益で賄えているかを表した指標100%以上となっていることが望ましいとされています。
汚水処理原価(円)	98.19	134.15	213.96	303.28	1㎡あたり、どれだけの費用がかかっているかを表しています。
施設利用率(%)	-	-	53.23	52.35	一日汚水能力に対する一日平均汚水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。
水洗化率(%)	85.91	73.37	81.34	84.39	使用料収入の増加等の観点から100%に近づけることが望ましいです。
有形固定資産減価償却率(%)	8.27	8.05	13.91	25.19	100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいています。
管渠老朽化率(%)	0	0	0	0	数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しています。
管渠改善率(%)	0	0	0	0	当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標です。

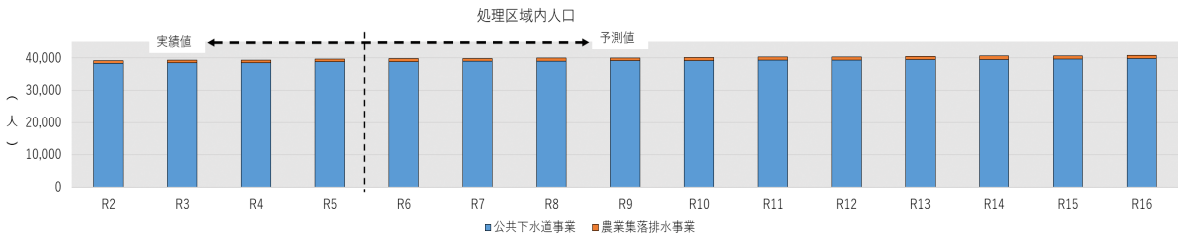
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

南風原町の行政人口は、実績値として経営戦略の策定された令和2年度末の40,217人から令和5年度末で537人増加し40,754人となっています。
国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による今後の行政人口の推移は、令和17年度末で42,111人と令和2年度を100とし約1.041倍になる見込みになっており、令和17年度をピークにそれ以降は人口の減少が緩やかに見込まれています。令和2年度の実績人口値(40,217人)と社人研の人口値(40,440人)と、差が223人あることから、実績人口値と社人研の推計指数を用いて推計すると令和17年度では、41,879人と想定されます。
また処理区域内人口は公共下水道区域の令和2年度末の38,270人から令和5年度末で472人増加し38,742人となっております。
今後の処理区域内人口の推移としては、令和2年度末の38,270人を100とし、令和17年度の社人研の人口増加指数1.041倍を乗じるとで39,839人になると想定されます。
農業集落排水区域は令和2年度末の856人から令和5年度末で40人増加し896人となっています。これは4年間で1.047倍、社人研の令和17年度増加指数約1.041を超える実績となっています。神里地区は現在、調整区域の緩和措置等、今後も人口増加が見込まれることからこの指数は採用しないこととし、毎年度13人の人口増加数を採用することで、令和17年度では1,052人になると想定されます。

	国立社会保障・人口問題研究所(令和5年12月24日公表)より						
	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
南風原町行政人口(人)	40,440	41,514	41,948	42,111	42,092	41,813	41,255
令和2(2020)年の総人口を100とした時の総人口の指数(%)	100%	102.7%	103.7%	104.1%	104.1%	103.4%	102.0%

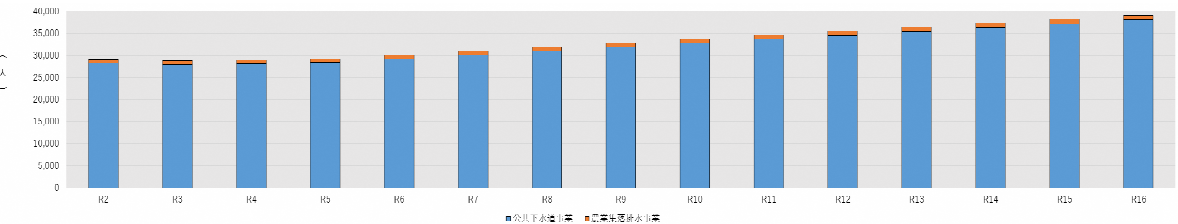
	実績値				推計値		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年
実績値に基づく行政予測人口	40,217	40,374	40,440	40,754	41,285	41,717	41,879



処理区域内人口	実績値				→予測値												単位: 人
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
公共下水道事業	38,270	38,410	38,451	38,742	38,833	38,924	39,015	39,106	39,197	39,288	39,379	39,470	39,561	39,652	39,743	39,839	39,839
農業集落排水事業	844	854	879	896	909	922	935	948	961	974	987	1,000	1,013	1,026	1,039	1,052	1,052
計	39,114	39,264	39,330	39,638	39,742	39,846	39,950	40,054	40,158	40,262	40,366	40,470	40,574	40,678	40,782	40,891	40,891

(2) 接続可能人口の予測

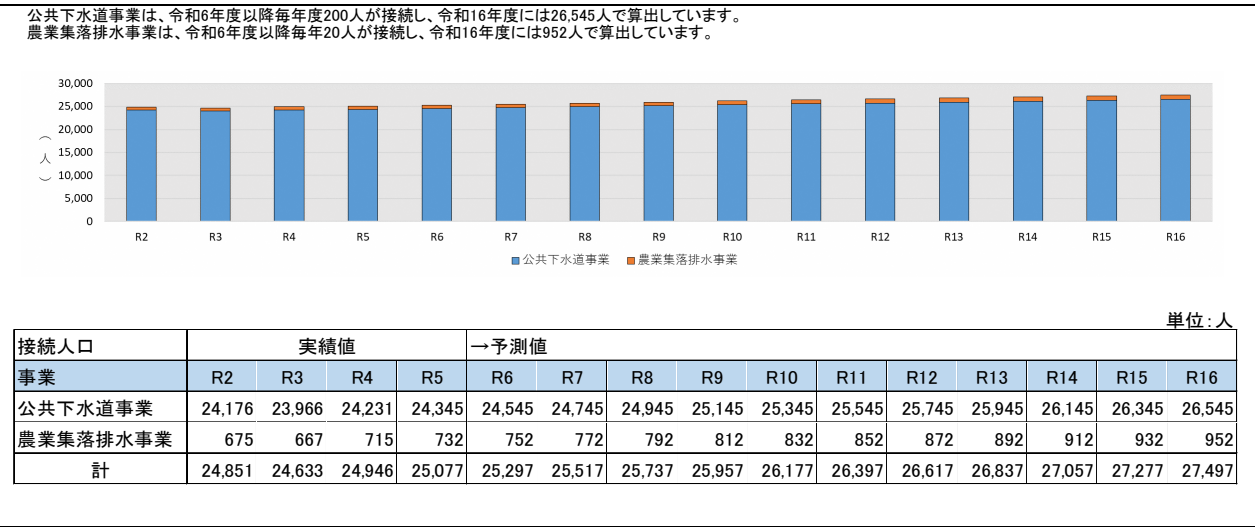
ちゅら水プランの計画では令和18年度で整備を完了する予定となっております。
令和18年度に処理区域内の全人口が接続可能な状態にする予定です。
公共下水道事業で39,839人、農業集落排水事業で1,052人で算出しています。
ちゅら水プランの計画期間内において
公共下水道事業は令和6年度以降毎年882人増加し、令和16年度には38,075人で算出しています。
農業集落排水事業は整備が完了しているので処理区域内人口と同じで令和16年度には1,039人で算出しています。



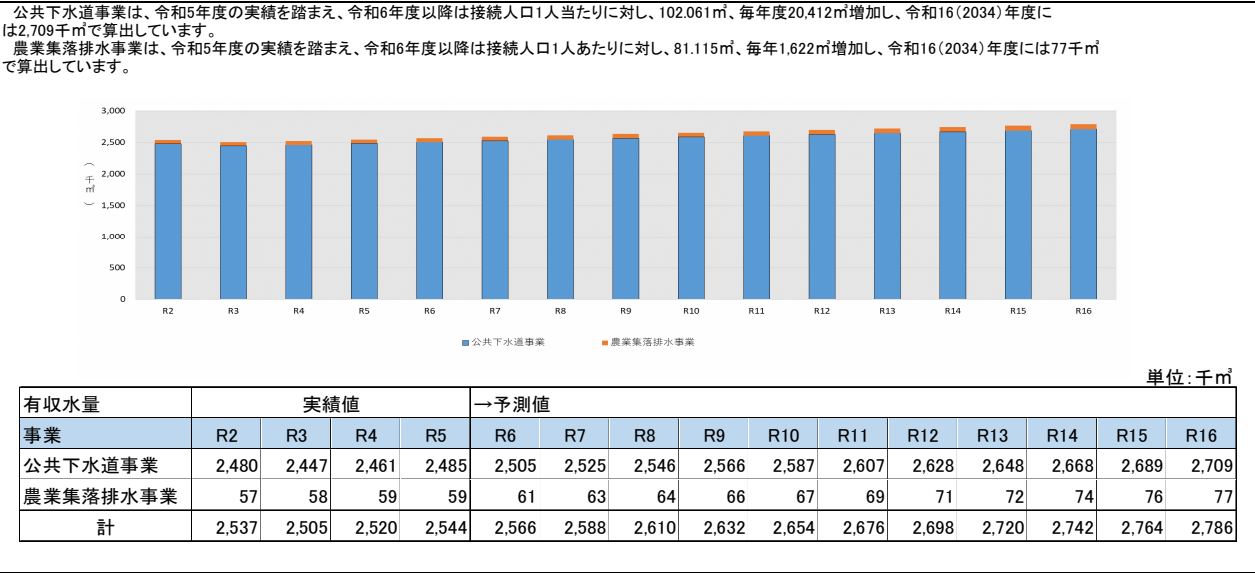
単位:人

接続可能人口	実績値				→予測値											
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
事業																
公共下水道事業	28,270	27,955	28,206	28,374	29,256	30,138	31,020	31,902	32,784	33,666	34,547	35,429	36,311	37,193	38,075	
農業集落排水事業	844	854	879	896	909	922	935	948	961	974	987	1,000	1,013	1,026	1,039	
計	29,114	28,809	29,085	29,270	30,165	31,060	31,955	32,850	33,745	34,640	35,534	36,429	37,324	38,219	39,114	

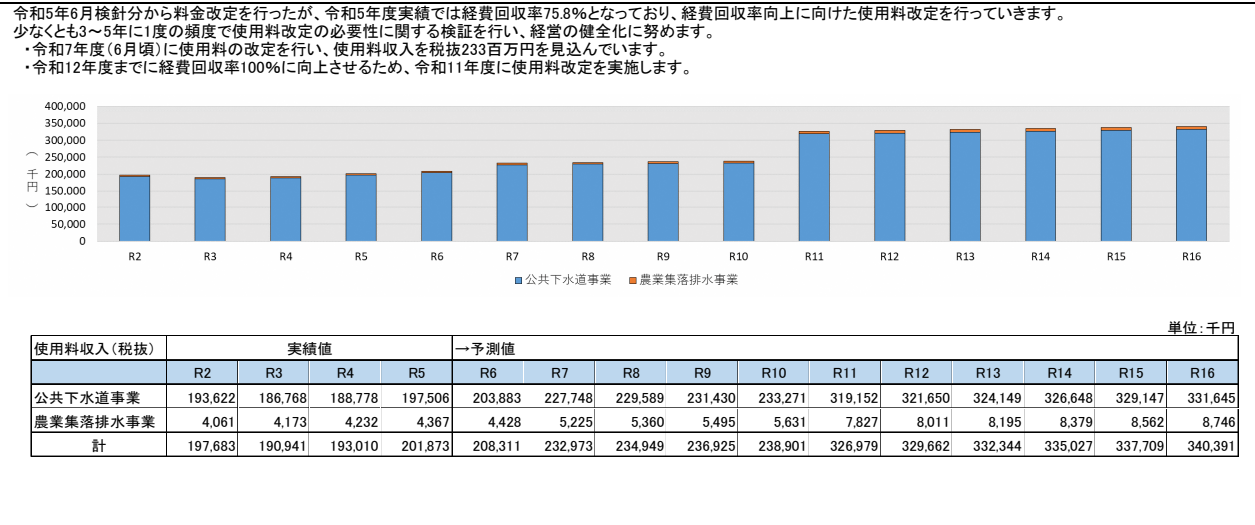
(3) 接続人口の予測



(4) 有収水量の予測



(5) 使用料収入の見通し



(6) 施設の見通し

公共下水道事業は、流域下水道処理場(那覇浄化センター)で処理しているため、終末処理場は保有していません。公共下水道事業の供用開始は昭和60年度と39年経過しており、今後は施設の老朽化対策にも対応すべく令和6年度に南風原町公共下水道ストックマネジメント計画の改定を予定しています。

ストックマネジメント計画を基に合理的な優先度を考慮し整備の平準化を図り、限られた財源での老朽化対策を行っていきます。

また南風原町の下水道処理人口普及率は令和4年度末で69.7%と沖縄県平均の72.1%を下回っていることから、今後も污水管渠整備を実施、普及率向上に努めます。

浸水対策についても近年のゲリラ豪雨等による浸水被害が南風原町内でも多発していることから、雨水管渠整備も併せて整備していきます。

農業集落排水事業は、供用開始が平成14年で22年経過しており、終末処理場である神里地区汚水処理施設の老朽化が進んでいます。今後は、処理場の老朽化に伴い、令和8年度より機能強化対策事業で施設の更新を予定しております。

(7) 組織の見通し

南風原町の下水道事業における組織体制は下水道班、庶務普及班の2班体制で構成されています。

令和6年4月1日現在では区画下水道課長1名、下水道班5名、庶務普及班3名、合計9名の職員で業務を行っています。

今後の見通しとして計画や新設管渠整備、老朽化対策などを担う技術職員については、限られた人員での対応ができるよう広域化・共同化研修やその他研修等に積極的に参加することで専門的な知識や技術の習得が行えるよう人材教育を行い、経営健全化への取組を行ってまいります。

庶務普及班においては、業務内容の改善を図る目的で可能な限り民間への委託を検討し、限られた人員での業務が行えるように住民へのサービス低下にならないよう取り組んでいきます。

3. 経営の基本方針

・南風原町内の環境改善に大きく寄与している公共下水道の整備については「沖縄汚水再生ちゅら水プラン」に基づき、計画通りに整備を行い、普及率の改善に取り組みます。

また、浸水対策についても安全で快適な生活環境の形成を図る目的として雨水管渠の整備も進めます。水洗化の促進について、令和5年度末の水洗化率は85.8%で供用開始における文書送付や接続工事における補助金制度、工事費負担制度の広報活動などに取り組んできました。

今後はさらなる水洗化率の向上、使用料回収に取り組んで参ります。

・下水道施設の老朽化対策について下水道管渠の耐用年数は50年となっていますが供用開始から39年が経過しています。そこで、管渠施設の長寿命化や維持管理に要する費用の平準化を図る目的で下水道ストックマネジメント計画を策定し、下水道ストックマネジメント支援制度を活用しながら継続的に下水道施設の老朽化対策を進めて参ります。

・下水道財政の健全化として令和2年度から公営企業会計に移行し、単式簿記会計から複式簿記会計へ会計方式を切り替えています。

今後もよりきめ細やかな経営分析を基に下水道事業を進めていくための下水道財政経営基盤強化を図ります。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・南風原町の下水道施設整備及び長寿命化を図る目的で「南風原町流域関連公共下水道事業計画書(変更)」を令和5年3月に変更しております。事業計画に基づき下水道管路の新設、老朽化対策等、投資の平準化を図ります。 ・未普及解消事業は、令和5年度末で計画面積721.1haのうち整備済み面積374haとなっています。今後の整備箇所として津嘉山北土地区画整理事業区域及び照屋地区土地区画整理事業区域を中心に津嘉山、本部、喜屋武、照屋地区等、人口集中地区からの整備を行っていきます。 ・浸水対策事業は令和5年度末で計画面積721.1haのうち整備済み面積が226.8haとなっています。浸水対策事業は現在、照屋地区を進めています。大雨時に浸水被害が発生している宮平地区等も継続して整備を行っていきます。
-----	--

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 下記整備計画を実施します。											
税込：千円											
公共下水道事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
未普及対策	676,167	676,000	636,000	631,000	305,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
浸水対策	149,817	298,000	234,100	222,000	122,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
効果促進	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
合計	827,983	976,000	872,100	855,000	429,000	352,000	352,000	352,000	352,000	352,000	352,000
税込：千円											
農業集落排水事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
機能強化対策事業	6,400	0	16,000	121,000	121,000	121,000	121,000	0	0	0	0
合計	6,400	0	16,000	121,000	121,000	121,000	121,000	0	0	0	0
・上記整備計画の財源は以下の通りです。											
税込：千円											
公共下水道事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
補助金	443,493	543,003	485,783	480,203	257,202	211,002	211,002	211,002	211,002	211,002	211,002
企業債	383,200	431,700	385,000	373,500	170,600	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800
他会計補助金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一般財源	290	297	317	297	198	198	198	198	198	198	198
合計	827,983	976,000	872,100	855,000	429,000	352,000	352,000	352,000	352,000	352,000	352,000
税込：千円											
農業集落排水事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
補助金	6,400	0	14,000	105,875	105,875	105,875	105,875	0	0	0	0
企業債	0	0	2,000	15,100	15,100	15,100	15,100	0	0	0	0
一般財源	0	0	0	25	25	25	25	0	0	0	0
合計	6,400	0	16,000	121,000	121,000	121,000	121,000	0	0	0	0

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	【使用料改定の見通し】 南風原町の下水道事業会計は下水道利用者からの使用料で汚水処理費を賄っておらず、不足が発生している状況にあります。また不足分については一般会計からの繰入に依存している状況です。今後は一般会計からの繰入を縮小する目的で経営戦略期間中の令和7年度、令和11年度の2回に分けて段階的に料金の改定を予定し、令和12年度では経費回収率100%を目指していきます。また経費回収率100%達成後でも現在の物価高騰が続いて行けば経費回収率が下がっていく傾向になりますので、3～5年で料金改定の検討を行っていきます。
-----	---

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。 ・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項 令和7年度(6月頃)に使用料の改定を行い、使用料収入を税抜233万円を見込んでいます。 令和12年度までに経費回収率100%に向上させるため、令和11年度に使用料改定を実施します。 ・企業債に関する事項 補助事業の一部を企業債で賄います。 ・繰入金に関する事項 公費で負担すべき経費及び使用料で賄えない経費については、一般会計からの繰入金の受入れを予定していますが、本来、使用料で賄うべき経費については段階的に使用料の増収を図り、一般会計繰入金の削減に努めます。 ・補助金に関する事項 国県による交付金が見込まれる事業に関しては交付金を見込んでいます。
--

③-1経費回収率向上に向けたロードマップ

下水道事業では、下水道接続普及促進を始め、ちゅう水プランを基に整備を進めながら、経常経費の縮減等、経営健全化に向けた取組に努めて参りました。
しかし、一般会計からの総務省基準における繰出基準外の繰入金に依存している状況にあります。
経費回収率向上に向けたロードマップを以下に示します。

年度 項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略計画期間																
経営戦略改定作業						※a					※b					
経営戦略改定							※a					※b				
計画期間※a																
計画期間※b																
使用料の検討						○				○				○		

③-2業績目標

ロードマップに従い、経費回収率向上に向けた業績目標を以下に示します。

(単位：千円 %)											
年度 項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率 (a/b)	76%	82%	80%	77%	76%	102%	100%	100%	99%	99%	101%
使用料収入 (a)	208,311	232,973	234,949	236,925	238,901	326,979	329,662	332,344	335,027	337,709	340,391
汚水処理費 (b)	275,815	285,160	294,950	306,335	314,063	321,996	329,662	331,724	337,991	342,522	340,391

(1)実施予定時期

令和7年度から令和16(2034)年度(10年間)

(2)経費回収率向上に向けた具体的な取組み

- ①下水道使用料については3～5年に1度経営戦略の進捗・改定を踏まえ、検討します。
 - ・次回改定時期:令和7(2025)年度 ※a 経費回収率向上に向けたロードマップより
 - ・想定される効果:改定を行うことで、経費回収率が向上し、これまで繰出基準外の繰入金に依存していた汚水処理の経費負担を受益者が負担することが想定されます。
 - ・令和11(2029)年度の料金改定により令和12(2030)年度(目標年限)に経費回収率100%とすることを目標とします。
 - ・経費回収率100%達成後も現在の物価高騰が続いて行けば経費回収率が下がっていく傾向になりますので、3～5年で料金改定の検討を行っていきます。

④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項

総係費の給料は令和6年度の予算額に職員1人を追加した額19,831千円据置で計上しています。
建設改良費の給料は令和6年度の予算額を据置で計上しています。
その他手当等の人件費は令和6年度予算額を据置で計上します。

・修繕費等に関する事項

令和6年度予算額をもとに2%の物価上昇率を反映しています。

・その他(委託費・修繕費当)に関する事項

令和6年度予算額をもとに2%の物価上昇率を反映しています。
毎年度2%の物価上昇を反映しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	公共下水道事業及び農業集落排水事業については協議会の南部ブロック会に属し、関連市町村と連携メニューを検討し、広域化・共同化計画に取り組んでいきます。
投資の平準化に関する事項	公共下水道事業は南風原町流域関連公共下水道事業計画及びストックマネジメントにもとづき、計画的に施設投資及び長寿命化の平準化を図ります。 農業集落排水事業：該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	公共下水道事業及び農業集落排水事業についてはウォーターPPPについては国の施策動向に注視し、検討を行っていきます。
その他の取組	公共下水道事業、農業集落排水事業ともに該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和7年度(6月頃)に使用料改定に向けて手続きを進めています。使用料改定については、急激な使用者負担を避けながら、将来的に経費回収率100%を目標にした上で、段階的な改定を行います。少なくとも3～5年に1度の頻度で使用料改定の必要性に関する検証を行います。
資産活用による収入増加の取組について	公共下水道事業、農業集落排水事業ともに該当なし
その他の取組	公共下水道事業、農業集落排水事業ともに該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	公共下水道事業及び農業集落排水事業についてはウォーターPPPについては国の施策動向に注視し、検討を行っていきます。
職員給与費に関する事項	町民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、最小限の人員でサービスの提供が行なえるように、適切な人員配置を行います。
動力費に関する事項	公共下水道事業：該当なし 農業集落排水事業：省エネルギー機器の導入を行い、より一層の動力費節減に努めます。
薬品費に関する事項	公共下水道事業、農業集落排水事業ともに該当なし
修繕費に関する事項	定期点検を徹底し、必要な修繕を行うことで、中長期的なコスト削減に努めます。
委託費に関する事項	継続的に実施している委託については適宜内容や効果について検証することで経費削減に努めます。
その他の取組	公共下水道事業、農業集落排水事業ともに該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	- 計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか(PDCAサイクルで)検証し、3～5年を経過した時点で見直しを行います。 - 計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、経営戦略の見直しに反映させます。
---------------------	--